●コミュニティスポーツ施設使用料

1 体育室、会議室及び運動広場

		午 前	午 後	夜 間	午前•午後	午後·夜間	全 日
	区 分	9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00
'	<u> </u>	\$	\$	5	5	5	\$
		12:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00
体	独占使用	円	円	円	円	円	円
		900	1,200	1,800	2,400	3,300	4,500
育	個人使用	150	000	000			
室	(1人当たり)	150	200	300			
会議室		450	600	900	1,200	1,650	2,250
運動広場		1,500	2,000	3,000	4,000	5,500	7,500

備考

- 1 運動広場を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)につき、450円を加算した額とする。
- 2 奈良市八条コミュニティスポーツ広場については、午前、午後又は午前・午後の使用に係るものに限る。